

議案第 39 号

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(準用) 第 4 条 略 <u>(延滞金の減免)</u> 第 5 条 市長は、税外諸収入金を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。 (委任) 第 6 条 略	(準用) 第 4 条 略 (委任) 第 5 条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する税外諸収入金について適用する。